
令和4年 第2回 芦屋町議会定例会会議録 (第1日)

令和4年6月9日 (木曜日)

議事日程 (1)

令和4年6月9日 午前10時00分開会

日程第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 行政報告

第4 議案第33号 芦屋町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第5 議案第34号 令和4年度芦屋町一般会計補正予算 (第2号)

第6 議案第35号 令和4年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計補正予算 (第1号)

第7 議案第36号 令和4年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算 (第1号)

第8 議案第37号 第1分団ポンプ自動車購入契約の締結について

第9 報告第3号 令和3年度芦屋町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第10 報告第4号 令和3年度芦屋町一般会計事故繰越し計算書の報告について

第11 報告第5号 令和3年度芦屋町国民宿舎特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第12 報告第6号 令和3年度芦屋町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

第13 報告第7号 令和3年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算繰越計算書の報告について

【出席議員】 (12名)

1番 内海 猛年	2番 中西 智昭	3番 長島 毅	4番 萩原 洋子
5番 信国 浩	6番 本田 浩	7番 松岡 泉	8番 妹川 征男
9番 小田 武人	10番 川上 誠一	11番 横尾 武志	12番 辻本 一夫

【欠席議員】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代 書記 横田 和雄 書記 梶山 未彩

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柘賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	水摩秀徳	財政課長	佐竹 功
都市整備課長	山下洋二	税務課長	村尾正一	環境住宅課長	小田武文
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	志村亮二
産業観光課長	浮田光二	芦屋釜振興課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也
生涯学習課長	本石美香	ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明
事業課長	新開晴浩				

【 傍 聴 者 数 】 1名

○議長 辻本 一夫君

おはようございます。

会議に入る前に皆様に御報告いたします。

芦屋町議会では本定例会においても、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の取組を引き続き実施していきますので、御理解と御協力をお願いいたします。

.....
午前 10 時 00 分開会

○議長 辻本 一夫君

それでは会議に入ります。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。よって、ただいまから令和 4 年第 2 回芦屋町議会定例会を開会いたします。

それでは、御手元に配付しております議事日程に従って、会議を進めてまいります。

----- . ----- . -----
日程第 1. 会期の決定について

○議長 辻本 一夫君

まず日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は 6 月 9 日から 6 月 20 日までの 12 日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

----- . ----- . -----
日程第 2. 会議録署名議員の指名について

○議長 辻本 一夫君

次に日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第 127 条の規定により、2 番、中西議員と 11 番、横尾議員を指名しますので、よろしくをお願いいたします。

----- . ----- . -----
日程第 3. 行政報告について

○議長 辻本 一夫君

次に日程第 3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありました。今定例会では書面による報告といたします。

次に日程第4、議案第33号から日程第13、報告第7号までの各議案については、この際一括議題として上程し、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。

それでは、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まずは条例議案でございます。

議案第33号の芦屋町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、芦屋町における歴史的文化資産の保存・継承を一体的に行うとともに芦屋町の活性化を総合的に推進していくため、教育委員会部局が所掌する歴史民俗資料館の管理や文化財保護など歴史文化に関する事務を町長部局に移管するなど、組織体制を見直したく条例の一部を改正するものでございます。

次に補正予算議案でございます。

議案第34号の令和4年度芦屋町一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ3億7,100万円の増額補正を行うものでございます。歳入につきましては、非課税世帯等臨時特別給付金に係る国庫補助金等を計上したほか、財政調整基金繰入金を増額計上するものでございます。歳出につきましては、国の施策として子育て世帯生活支援特別給付金を計上したほか、町独自の支援策として上下水道料金及び電気料金支援給付金給付事業、高齢者・障がい者福祉施設等支援金交付事業、生活応援商品券発行事業に係る経費等を増額計上するものでございます。

議案第35号の令和4年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出をそれぞれ200万円の増額補正を行うものでございます。歳入につきましては、事業費の増額見込みに伴う町債の増額を行うものでございます。歳出につきましては、町債の増額に伴う病院への貸付金及び負担金の増額を行うものでございます。

議案第36号の令和4年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入、収益的支出それぞれ6,348万3,000円を増額計上するものでございます。収益的収入につきましては、上下水道料金支援給付金分を一般会計から繰入れするものでございます。収益的支出につきましては、上下水道料金支援給付金を給付するものでございます。

次に契約議案でございます。

議案第37号の第1分団ポンプ自動車購入契約の締結につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づく契約議案でございまして、第1分団ポンプ自動車について購入契約を締結するものでございます。

次に報告案件でございます。

報告第3号の令和3年度芦屋町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、非課税世帯等臨時特別給付金事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業ほか4事業費を翌年度に繰り越したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき繰越計算書を調製し、議会に報告するものでございます。

報告第4号の令和3年度芦屋町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告につきましては、2事業について避けがたい事故のため事業費を翌年度に繰り越したため、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき繰越計算書を調製し、議会に報告するものでございます。

報告第5号の令和3年度芦屋町国民宿舎特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、国民宿舎マリンテラスあしやにおけるトイレ設備等改修工事の事業費を翌年度に繰り越したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき繰越計算書を調製し、議会に報告するものでございます。

報告第6号の令和3年度芦屋町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告につきましては、浄化センター水処理設備建設工事委託、中ノ浜ポンプ場水処理設備等建設工事委託について事業費を翌年度に繰り越したため、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき繰越計算書を調製し、議会に報告するものでございます。

報告第7号の令和3年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算繰越計算書の報告につきましては、電気室配電盤保護装置更新工事（スタンド棟東）、3階スタンド改修工事、艇庫改修工事、3階スタンド改修工事監理委託及び艇庫改修工事監理委託について事業費を翌年度に繰り越したため、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき繰越計算書を調製し、議会に報告するものでございます。

以上、簡単ではありますが提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 辻本 一夫君

以上で、提案理由の説明は終わりました。

なお、議案第33号、芦屋町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定に基づく教育委員会の意見をあらかじめお聞きし、別紙のとおり回答を得ていることを申し添えます。

ただいまから質疑を行います。

まず日程第4、議案第33号についての質疑を許します。萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

4番、萩原です。議案第33号、芦屋町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、お尋ねいたします。

まず1点目は、冒頭でも町長から提案理由の御説明がありましたが、もう少し詳しい内容をお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

内容についてお答えいたします。

芦屋町における歴史的文化資産の保存・継承を一体的に行うとともに芦屋町の活性化を総合的に推進していくため、教育委員会部局が掌握する歴史民俗資料館の管理や文化財保護など、歴史文化に関する事務を町長部局に移管するなど組織体制を見直すもので、具体的には芦屋歴史の里に関する業務を現在の芦屋釜振興課に移管し、課・係の名称を芦屋釜・歴史文化課、芦屋釜の里・歴史の里係とするものです。

なお、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成31年4月1日に施行され「地方公共団体における文化財保護の事務は教育委員会の所管とされているが、条例により地方公共団体の長が担当できるようにする。」と改正されたことに基づき、教育委員会から町長部局への事務移管について、芦屋町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正し、関連条例として芦屋町職員定数条例、芦屋町文化財保護条例、芦屋町事務分掌条例、芦屋町歴史民俗資料館設置及び管理運営に関する条例、芦屋町文化財保護委員会設置条例の一部改正を附則に規定しております。また、施行日は令和4年7月1日を予定しております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

2点目、現在の芦屋釜振興課、芦屋釜の里係は3月の議会で変更したばかりです。今回また、芦屋釜・歴史文化課、芦屋釜の里・歴史の里係に変更することになった理由と、その目的をお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

今議会に提案した理由と目的についてお答えいたします。

まず1点目の理由です。令和4年3月議会において、芦屋町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の議決を受けた後、改めて執行部として組織の在り方を検討いたしましたところ、今回提案している内容が現時点では最善であろうということで、新たに議案を上程させていただきました。なお、3月議会に引き続き6月議会にも組織機構の見直しを提案することになったことは、調整不足・検討不足は否めず担当課長として不徳の致すところであり、大変申し訳なく思っております。

2点目の目的としましては、平成31年に施行された文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の趣旨は「過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくことが必要。このため地域における文化財の保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る」とされています。

芦屋町としましては芦屋町観光基本構想の7つの基本戦略の1つに「芦屋釜をはじめとする歴史・文化を活かした魅力づくり」を掲げています。内容としては「芦屋町には国・県指定の文化財が数多く存在することから、これらの歴史・文化を活かした魅力づくりについて3つの基本施策を展開します。」としており、3つの基本施策とは(1)町内外での芦屋釜ブランドの認知向上、(2)芦屋釜の里を活用した観光集客、(3)芦屋の歴史を活かした魅力づくりです。また、まち・ひと・しごと創生総合戦略においても歴史文化資源魅力向上プロジェクトへの取組を行うなど、今までも教育委員会部局として文化財保護や観光施策に取り組んできたわけではありますが、町長の権限と責任の下、観光やシティープロモーションなどの地域振興関連行政と一元的に担当することにより歴史的文化遺産を総合的なまちづくりに活用し、迅速な意思決定を行うことができると考えております。

なお、芦屋釜振興課の新郷課長は学芸員資格を持つ管理職であるため、歴史文化事業を一元管理し、活用することができると期待しております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

3点目です。名称についてお尋ねいたします。

今回、歴史民俗資料館の管理や文化財の保護等が入るということで、芦屋釜振興課から芦屋釜・

歴史文化課に名称変更するようになったというお話ですが、芦屋釜の振興ということを目的に3月議会も教育委員会から町長部局に変わったかと思いますが、今回名称から「振興」の文言が削除されております。この名称に至った理由ですね、それをお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

課の名称の経緯についてお答えいたします。

新課の主な業務は1つが芦屋釜振興、もう1つが文化財の保護・活用であり、その他に芦屋釜の里と歴史民俗資料館の管理・運営となります。課の名称には、まず「芦屋釜」を入れることと文化財の保護・活用を歴史文化という言葉に包括し、それをつなげて芦屋釜・歴史文化課といたしました。「振興」の入った芦屋釜・歴史文化振興課も候補の1つではありましたが、「振興」とは物事を盛んにすることであり、学問や産業の繁栄について言う場合に多く用いられます。

今回、名称を決めるに当たりいろいろと検討いたしました。芦屋釜はまさに振興していく要素が強いですが、文化財は保護という側面が強いことから「振興」をつけず、所掌事務を冠した芦屋釜・歴史文化課とした次第です。また、芦屋釜歴史文化振興課は文字数が11文字になります。現在の芦屋町の課の名称で文字数が一番多いのは芦屋港活性化推進室の9文字ですので、11文字というのは課の名称としては少し長いのではないかなと考えます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

1番、内海です。今、今回の条例改正について、いろいろ目的等も御説明されました。町長部局にこの文化財保護関係が移るといことですが、本来私は歴史的なものの分野、特に芦屋町は歴史に優れ、多くの文化財遺産を持っております。それは教育分野で本来活用して、そしてあとの、いろいろなまちづくり等については縦割りじゃなく横の連携を取るべきじゃないかなという考えを持っておりました。

いろいろお聞きしたところでは今後芦屋町に眠ってる文化財、いろんな名所旧跡等を、要するに観光分野に活用していきたいという思いがあるようでございます。特に私が懸念しているのは山鹿貝塚土地とか縄文時代の人骨とかいろんなものがありますけども、今後、芦屋町として町長部局になったときにこれがどのように変わっていくのか、もし具体的な事案があれば。

まあ、総合振興計画ではそういうのもうたわれてますけども、実際にどのような考え方を持っておられるのかお尋ねしたいと思います。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

山鹿貝塚等の今後の活用ということについてお答えいたします。

現時点では具体的なプランはございませんけれども、先ほど御説明しましたとおり新郷課長は学芸員資格も持っている課長ということですので、町長部局に来ることによってその辺の検討というのが一層進むのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

私たちも芦屋町のいろいろな歴史がありまして、他町に行けばその歴史の案内人とかおられます。それで、今回このように町長部局に行くことによって、そういうようなものは新しい発見ができるという期待を持てるという気がしてるんですけど、その辺は町長どうお考えでしょうか。お尋ねしたいです。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今の御質疑は、まあ萩原議員のお話もごもっとも、ごもっともなことなんですが、まず第一はですね、芦屋町が重要文化財を買うことができた。このことからちょっと芦屋町全体を考えて、芦屋町の振興策、それからいろいろ全体のことを考えたときに、これは今までは芦屋町といえば海、それから自衛隊基地、それからボートレース場と、大体芦屋町といえば町外の方とお話すると大体その3つが挙げられるわけで、そこに重要文化財の芦屋釜というものが結局中心にぽんっと入ったわけです。という中心に入ったという言葉は、とにかく核になったと。芦屋町の核になったということで、これはしっかり——これはですね、いろんなお話を、重要文化財の件についてもいろんな方がお話を聞いたときにするんです。「すごいですね。これはもう全国的なものですね。」

で、1番いい例が、先日ちょっとこれとは関係ないんですが遠賀川流域サミットというのがありまして、つい先日、遠賀川流域の首長が全員集まって災害等川の問題等について、で、そのときにコーディネーターとしてRKBの方がいらっしゃったんです。それで懇親会がその後ありまして、たまたま私の横だった。そして、名刺交換したときに私の名刺が芦屋釜の名刺で「わあ、芦屋釜ですよ。私、実は母が昔からお茶をしてて、私も習ってたんですよ。だから母はびっく

りしてですね、『芦屋町に重要文化財が。』という話を家庭でするんですよ。それで、私もいろんなところ行きますけど。」ということで、これは恐らく全国の茶道家、裏表をはじめいろんな茶道の——何ですかね、ありますよね。裏千家、表千家、何流というか何とか流とかいって。「恐らく、わざわざおいでになることはないかも分かりませんが、福岡においでになったときは、皆さんおいでになったとき必ず来られますよ。」と、「いや、私もそう思います。」という話がちょっと弾んだんですけど。そういうことで芦屋釜重要文化財が来ました。

そして2年後ですかね、改修するようになりました。そういうことで、いろんなマスコミ等、それから口づて等々で、確かに海、ボートレース、芦屋基地があるんですけど、海というのは日本国中全部ありますんで、海岸のあるところはやっぱりそういうような形で町の振興策をやるところが多いと思うんですが、それをまず第一に考えて、別に私が「町長部局に下さい。」とかいうことは一切言ってません。これはどういうふうに、この芦屋釜の重要文化財をてっぺんに持っていか、核に持っていかということではいろんな協議をした中で町長部局という名前、それもさっき——何かちょっと町長部局という、何か独断でいろいろするみたいな、ちょっとイメージがですね、ちょっと思ったんですよ。それもおかしいなと思いがしたら、いろいろ話を聞いたら課長のほうからもありましたように「いや、実はこれは平成31年度に法律の一部改正があったんですよ。」と、で、今まで聞いたことがない、例えば市長部局とか町長部局なんていうことは聞いたこともないんですけど、「いやいや、県内でも7市町村ありますよ。」と。どこどこというのはもう省きますが「7市町村ありますよ。」と、「同じようなシステムですよ。」ということが出てきたので、「ああ、なら別に問題ないね。」ということで。

そして、それはそれとしていいんですけど、それともう1つが生涯学習課長がですね、仕事をたくさん抱えています。例えば体協もそう。それから文化協会もそう。それから公の施設の管理運営等々ですね、前々から思ってたんですけど、生涯学習課はもう大事な課なんですけど仕事や業務がちょっと多すぎるということでですね、どうにかしなくちゃいけないなと思ってたということもあります。

それともう1つ、教育現場におきまして今、御存じのようにいろんな問題を抱えております。教育長をはじめ各学校の学校長が頻繁に会議をされておられます。やっぱりこれは人材の問題だと思うんですが、そこはやはり切り離してやって、そして新しくこういう芦屋釜の里と歴史の里を合体して、さらにここにも力を入れられるようにということで、これは全く芦屋町の将来に向かって、こういう組織づくりをしたということを経験して御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第33号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第5、議案第34号についての質疑を許します。本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

6番、本田です。日程第5、議案第34号、令和4年度芦屋町一般会計補正予算（第2号）についてお尋ねをします。

一般会計補正予算の15ページ、1項社会福祉費、2目老人福祉総務費283万3,000円の補正予算の増額ということで、7節の報償費、11節の役務費、17節の備品購入費の内容についてお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

それでは、お答えいたします。

まず報償費につきましては、高齢者を対象としたデジタル活用支援事業の講師派遣に関する謝礼金でございます。当初予算では町全体で講習会を5回開催するよう予定しておりましたが交付金が活用できることが分かりましたため、3つの小学校区ごとにそれぞれ12回開催するよう事業を拡大しております。役務費につきましては貸出し用にスマートフォンを60台購入予定としておりますので、その通信料になります。備品購入費は、貸出し用スマートフォンの購入費になっております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

備品購入費131万8,000円はデジタル活用支援事業貸与用のスマートフォン60台を購入されるとのことですが、その内容について御説明いただきたいことと、購入されたスマートフォンの今後の活用方法はどうかお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

3小学校区で講習会を開催予定としておまして、それぞれ20台として60台を購入する予定です。この購入したスマートフォンを講習会に参加する方に対して無償で貸し出します。講習

会の期間は6か月を予定しておりますので、その期間は自宅でも利用していただきたいというふうに考えております。

今後の活用方法とのことですが、せっかく購入いたしますので今回の講習会のアンケートや受講希望者数などから判断し、来年度以降も引き続き実施したいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第34号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第6、議案第35号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第35号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第7、議案第36号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第36号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第8、議案第37号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第37号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第9、報告第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、報告第3号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第10、報告第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、報告第4号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第11、報告第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、報告第5号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第12、報告第6号についての質疑を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

報告第6号、令和3年度芦屋町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について質疑をいたします。

この内容を見ますと、建設改良費として浄化センター水処理設備建設工事委託と中ノ浜ポンプ場水処理設備等建設工事委託、これの理由としては入札不調のために繰り越すということですが、この不調の内容についてお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

それではお答えいたします。

この2事案につきましては、日本下水道事業団に工事の委託をしております。で、事業団の報告によりますと、1つ目の浄化センター水処理設備建設工事委託、2つ目が中ノ浜ポンプ場水処理設備等建設工事委託になるわけですが、いずれの案件におきましても応募者なしということで不調になったという報告を受けております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

応募者なしということですね、繰越しをされるということですが、こういった状況の中ですね、繰り越した中で応募者を確保するといえますか、そういった見込みというのはどのように考えているのでしょうか。伺います。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

あくまでも先ほど言いましたように芦屋町と日本下水道事業団の委託によるものでございまして、詳細につきましては日本下水道事業団の考えによるものと認識しております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

これはですね、やっぱり町民生活にとってはですね、大切なライフラインですので、入札がですね、ちゃんと調うよう努力していただくことをお願いしまして質疑を終わります。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、報告第6号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第13、報告第7号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、報告第7号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第4、議案第33号から日程第8、議案第37号までの各議案については、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長 辻本 一夫君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時38分散会
